

*** 配偶者の就業条件によっても扶養内の金額等の条件が変わるため、当社での扶養内のご就業にあたりましては、ご自身で管理・ご確認をいただくようお願い申し上げます ***

扶養内で働くとは・・・？

「扶養」には大きく分けて「**社会保険上の扶養**」と「**税制上の扶養（配偶者控除）**」の2種類があります。本人の年収が一定額以下だと税金や社会保険（厚生年金・健康保険料）が免除になるほか、配偶者の所得から控除が受けられます。その一定以下の年収で働くことが、「扶養内」で働くということです。

扶養内早見表※下図は世帯主の年収が1,000万（給与所得だけの場合は1,220万円）以下を想定。

本人年収	本人への課税有無			配偶者控除の有無
	住民税※1	所得税	社会保険料	配偶者控除 配偶者特別控除※2
100万以下	かからない	かからない	かからない	控除適用
100万以上 103万未満	払う	かからない	かからない	控除適用
103万以上 106万未満	払う	払う	かからない	特別控除適用
106万以上 130万未満	払う	払う	払う ※3 社会保険加入要件を 満たす場合	特別控除適用
130万以上 201万未満	払う	払う	払う	特別控除適用
201万以上	払う	払う	払う	適用外

※1 住民税

年収が100万円以下であっても、お住まいの市区町村によっては住民税（均等割）がかかる場合があります。詳しくは市区町村の窓口にお問い合わせください。

※2 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の年収に応じて段階的に低減してゆくものの、201万円まで一定の控除を受けることができます。但し主たる生計者（世帯主）の年収が1,000万（給与所得だけの場合は1,220万）以下に限ります。

※3 社会保険（厚生年金・健康保険）の加入要件 * 詳細は次ページで解説します。

社会保険（厚生年金・健康保険）の加入要件

【A】①～②をすべて満たす方

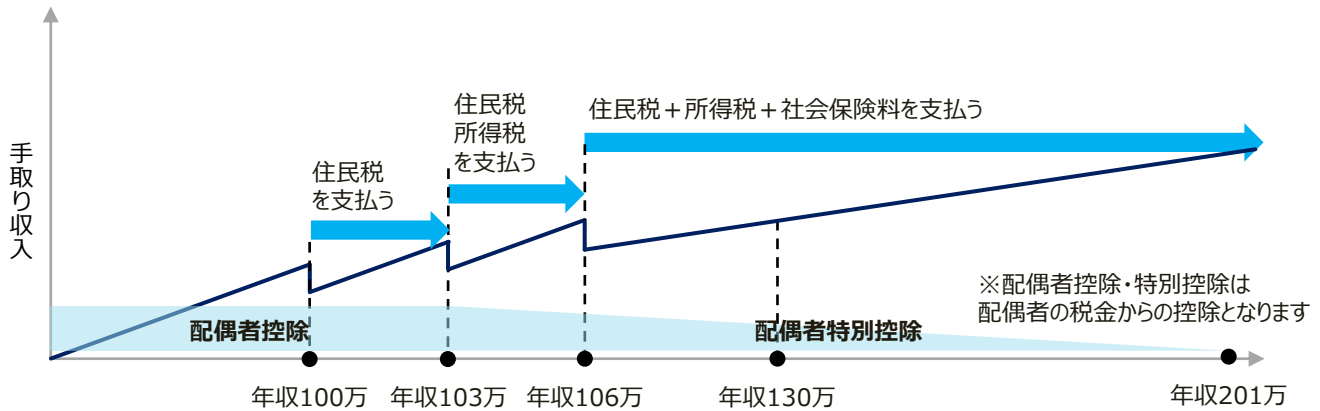
- ①週の所定労働時間が30時間以上
- ②2ヶ月を超える雇用見込がある

または

【B】①～⑤をすべて満たす方

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ③賃金の月額が8.8万以上
(年収換算：約106万円)
- ④従業員数101名以上の企業で就業
2024年10月からは従業員数51名以上の企業が対象になります。
※雇用主企業の規模になります
- ⑤学生でない

年収毎の各種負担イメージ ※下図は世帯主の年収が1,000万（給与所得だけの場合は1,220万円）以下を想定。



●税制上の扶養は1月から12月までの収入が**103万円以下**であることが必要です。

*** 今年あといくら扶養内で収入が得られるのかはご自身でご確認ください ***

●健康保険の扶養は通常、現在の収入を向こう1年間に換算して**130万円未満**（60歳未満の場合）であることが必要です。（健康保険組合によって、**1か月の収入限度額**が設定されている場合もありますので、配偶者の会社にご確認ください）

●社会保険適用要件の**年収106万円は目安であり、月額8.8万円を超えるかが基準**となります。

扶養内で働くメリット・デメリット

メリット

- ・時間に余裕ができる
- ・各種控除が受けられる
- ・社会保険料がかからない

デメリット

- ・収入の調整が必要となる
- ・収入金額が少ない
- ・働く期間や労働時間の調整が必要な場合がある